

路外駐車場 構造及び設備の基準チェックシート

駐車場法施行令根拠	内容	チェック欄
第6条(面積)	路外駐車場で自動車の <u>駐車のために供する部分</u> の面積が <u>500㎡以上</u>	
第7条(出入口)		
第1項	第1号 次の道路又はその部分に <u>設けてはならない。</u>	
	イ 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル	
	イ 交差点の側端又は道路のまがりかどから <u>5メートル以内</u> の部分	
	イ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に <u>5メートル以内</u> の部分	
	イ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に <u>10メートル以内</u> の部分	
	イ 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から <u>10メートル以内</u> の部分(当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。)	
	イ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に <u>10メートル以内</u> の部分	
	ロ 横断歩道橋(地下横断歩道を含む。)の昇降口から <u>5メートル以内</u> の道路の部分	
	ハ 幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から <u>20メートル以内</u> の部分(当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右 <u>20メートル以内</u> の部分を含む。)	
	ニ 橋	
	ホ 幅員が <u>6メートル未満</u> の道路	
	ヘ 縦断勾配が <u>10パーセントを超える</u> 道路	
	第2号 路外駐車場の前面道路が <u>2以上</u> ある場合においては、歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるときその他特別の理由があるときを除き、その前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けること。	
	第3号 自動車の駐車のために供する部分の面積が <u>6,000㎡以上</u> の路外駐車場にあっては、縁石線又は柵その他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている場合を除き、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って <u>10メートル以上</u> とすること。	
	第4号 自動車の出口又は入口において、自動車の回転を容易にするため必要があるときは、隅切りをすること。この場合において、切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは、 <u>1.5メートル以上</u> とすること。	
	第5号 自動車の出口付近の構造は、当該出口から、イ又はロに掲げる路外駐車場又はその部分の区分に応じ、当該イ又はロに定める距離後退した自動車の車路の中心線上 <u>1.4メートル</u> の高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ <u>60度以上</u> の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認できるようにすること。	
	イ 専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。以下「特定自動二輪車」という。)の駐車のための路外駐車場又は路外駐車場の専ら特定自動二輪車の駐車のための部分(特定自動二輪車以外の自動車の進入を防止するための駒止めその他これに類する工作物により特定自動二輪車以外の自動車の駐車のための部分と区分されたものに限る。) <u>1.3メートル</u>	
	ロ その他の路外駐車場又はその部分 <u>2メートル</u>	
第2項	国土交通大臣による適用除外の有無	有・無
第4項	自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合における適用除外の有無	有・無

駐車場法施行令根拠	内容	チェック欄		
第8条(車路)	第1号	自動車 ^が 円滑かつ安全に走行することができる車路を設けること。		
	第2号	自動車 ^の 車路の幅員は、イから八までに掲げる自動車 ^の 車路又はその部分の区分に応じ、当該イから八までに定める幅員とすること。		
		イ	一方通行の自動車 ^の 車路のうち、当該車路に接して駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分 2.75メートル (前条第1項第5号イに掲げる路外駐車場又はその部分(以下この条において「自動二輪車専用駐車場」という。))の特定自動二輪車 ^の 車路又はその部分 ^{にあつては} 、 1.75メートル以上	
		ロ	一方通行の自動車 ^の 車路又はその部分(イに掲げる車路の部分を除く。) 3.5メートル (自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車 ^の 車路又はその部分 ^{にあつては} 、 2.25メートル以上	
	ハ	その他の自動車 ^の 車路又はその部分 5.5メートル (自動二輪車専用駐車場の特定自動二輪車 ^の 車路又はその部分 ^{にあつては} 、 3.5メートル以上		
第3号	建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)である路外駐車場の自動車 ^の 車路 ^{にあつては} 、次のいずれにも適合する構造とすること。			
	イ	はり下の高さは、 2.3メートル以上 であること。		
	ロ	屈曲部(ターンテーブルが設けられているものを除く。以下同じ。)は、自動車 ^を 5メートル以上 の内法(のり)半径で回転させることができる構造(自動二輪車専用駐車場の屈曲部 ^{にあつては} 、特定自動二輪車 ^を 3メートル以上 の内法半径で回転させることができる構造)であること。		
	ハ	傾斜部の縦断勾配は、 17パーセントを超えない こと。		
第9条(駐車の用に供する部分の高さ)	建築物である路外駐車場の自動車 ^の 駐車の用に供する部分のはり下の高さは、 2.1メートル以上 でなければならない。			
第10条(避難階段)	建築物である路外駐車場において、直接地上へ通ずる出入口のある階以外の階に自動車 ^の 駐車の用に供する部分を設けるときは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項若しくは第2項に規定する避難階段又はこれに代る設備を設けなければならない。			
第11条(防火区画)	建築物である路外駐車場に給油所その他の火災の危険のある施設を附置する場合には、当該施設と当該路外駐車場とを耐火構造(建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。)の壁又は特定防火設備(建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備をいう。)によつて区画しなければならない。			
第12条(換気装置)	建築物である路外駐車場には、その内部の空気を床面積 1平方メートルにつき毎時14m³以上 直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならない。ただし、窓その他の開口部を有する階でその開口部の換気に有効な部分の面積がその階の床面積の 10分の1以上 であるものについては、この限りでない。			
第13条(照明装置)	建築物である路外駐車場には、次の各号に定める照度を保つために必要な照明装置を設けなければならない。			
	第1号	自動車 ^の 車路の路面 10ルクス以上		
第2号	自動車 ^の 駐車の用に供する部分の床面 2ルクス以上			
第14条(警報装置)	建築物である路外駐車場には、自動車 ^の 出入及び道路交通の安全を確保するために必要な警報装置を設けなければならない。			
第15条(特殊の装置)	この節の規定は、その予想しない特殊の装置を用いる路外駐車場については、国土交通大臣がその装置がこの節の規定による構造又は設備と同等以上の効力があると認める場合においては、適用しない。	有・無		